

グループホームこいけばる憩いの苑

重要事項説明書

当施設は、認知症である利用者様が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者様の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

1 事業所の概要

| | |
|---------|---|
| 事業所名 | グループホームこいけばる憩いの苑 |
| 所在地・連絡先 | 〒870-0261 大分市大字小池原1021 TEL(代表)097-552-7532 ホームページ http://www.hojuen.jp/ |
| 事業所指定番号 | 449010057 |
| 管理者 | 木崎 奈央 |

2 事業所の職員体制

| 職種 | 業務内容 | 人数 |
|---------|------------|------------|
| 管理者 | 施設全般の管理・監督 | 1名 |
| 計画作成担当者 | 施設サービス計画作成 | 1名 |
| 看護職員 | 看護 | 2名 |
| 介護職員 | 介護 | 13名(パート4名) |

3 設備の概要

| | | |
|-----------|-------|-----|
| 入所定員 | 18名 | |
| 居室 18室 | 1人部屋 | 18室 |
| | 家族相談室 | 1室 |
| | 食堂 | 2室 |
| 浴室 | 一般浴室 | 2室 |
| | 談話室 | 2室 |

4 サービス内容

| サービス | 内容 |
|---------|---|
| 計画作成 | 介護支援専門員が施設サービス計画の立案を行います。 |
| 食事 | 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:30 |
| 入浴 | 介助入浴 |
| 医学的管理 | 看護師による処置が受けられます。 在宅支援クリニックすばる等、協力医療機関と連携を図ります。 |
| 介護 | 食事、排泄、離床、着替え、整容など生活全般の援助を行います。 |
| 相談援助 | 入居時、退居時や生活全般の相談に応じます。 |
| 行政手続き代行 | 要介護認定申請、更新などの手続きを行います。 |
| その他 | クリーニング(外注)、理美容など ☆別途料金が必要です |

5 利用料金

- ・お支払いいただく料金は、別紙「利用料金一覧」のとおりです。
- ・利用料金の請求は毎月末に締め、翌月の10日前後に利用料金表を送付します。
- ・利用料金は基本的に、翌月20日に所定金融機関より引き落としになります。

6 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情担当

| | | |
|--------------------|--------|--------------|
| 苦情・相談窓口 (事務室受付) | 電話番号 | 097-552-7532 |
| | fax番号 | 097-552-7538 |
| | 24時間対応 | |

相談担当者: 木崎 奈央(管理者) 中島 美季(主任)

(2) 公的機関においても、苦情申し立てができます

| | | |
|-------------------|----------|--------------|
| 大分市長寿福祉課 | 所在地 | 大分市荷揚町2番31号 |
| | 電話番号【代表】 | 097-534-6111 |
| 大分市国保連合会 介護保険係 | 所在地 | 大分市大手町2-3-12 |
| | 電話番号【代表】 | 097-534-8470 |

7 事故発生時の対応

- ・入居中に事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡します。
- ・必要に応じて病院受診を行います。
- ・事故発生を防止するため職員により安全対策委員会を設けます。

8 退去について

入居期間の限定はありません。但し、下記の場合は退去のお話しをさせていただきます。

- ・介護認定結果が要支援1又は非該当となった場合。
- ・1か月以上の入院が必要と判断された場合。
- ・入居者、ご家族の退去希望があった場合。
- ・共同生活が困難と判断された場合。
- ・利用料金の滞納

9 協力医療機関

在宅支援クリニックすばる 大分岡病院 大分リハビリテーション病院
大鶴歯科医師会 わかば台クリニック」

10 施設利用に当たっての留意事項

| | |
|--------------|--|
| 面会 | 8:30～19:00(面会簿に記入してください) |
| 消灯時間 | 21:00 |
| 外出・外泊 | 届け出をして管理者の許可を受けて下さい。 |
| 飲酒・喫煙 | 喫煙は禁止です。 飲酒は原則禁止です。 |
| 設備・備品の利用 | 職員の指示に従ってください。入居者様による設備・備品等の故意又は過失による破損等については、入居者様及び利用代理人に実費負担していただきます |
| 所持品・備品等の持ち込み | 職員の指示に従ってください。 |
| 金銭・貴重品の管理 | 施設での管理はいたしません。 |
| 外泊時等の施設外での受診 | 管理者に届け出て下さい。 |
| 宗教、政治活動 | 禁止します。 |
| ペットの持ち込み | 禁止します。 |
| 他利用者への迷惑行為 | 禁止します。 |

11 非常災害対策

- ・防災設備 消火器 スプリンクラー 自動火災報知器
- ・防災訓練 年2回

12 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症共同型生活介護の提供にあたり、サービスの提供の状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けています。

13 当事業者の概要

| | |
|---------|---|
| 名称・法人種別 | 社会医療法人 敬和会 |
| 代表者名 | 理事長 岡 敬二 |
| 関連施設 | 大分岡病院 大分リハビリテーション病院 大分豊寿苑 佐伯保養院 在宅支援クリニックすばる |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院(診療科目:循環器科他21診療科) ○ 病児保育センター ○ 介護老人保健施設(通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション) ○ 訪問看護ステーション ○ 居宅介護支援事業所 ○ ヘルパーステーション ○ 認知症対応型共同生活介護 おおざい憩いの苑・こいけばる憩いの苑 ○ 小規模多機能型居宅介護事業所 (陽だまりの郷 みなはる) ○ 看護小規模多機能型居宅介護(そら) |

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

大分市大字小池原1021

グループホームこいけばる憩いの苑

説明者 _____ 印

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け承しました。

《 入居者 》

住 所

氏 名

印

《 入居者代理人 》

住 所

氏 名

印

(続 柄)